

◎新潟県訓令第17号

本 地 域 機 関
庁 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しななければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）を当該移動別記様式に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しななければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しななければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。	新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しななければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しななければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。	帳簿 (名称) (様式番号) (規定条文)	帳簿 (名称) (様式番号) (規定条文)
(1)の1～(1)の5 (略)	(1)の1～(1)の5 (略)	(1)の1～(1)の5 (略)	(1)の1～(1)の5 (略)
<u>(1)の6 物品管理簿・物品出納簿(り)</u>	<u>第1号様式の6</u>	(略)	(略)
ゆーと乗車券総括	第39条第1項第1号・ <u>第41条第1項</u>		
<u>(1)の7 物品管理簿・物品出納簿(り)</u>	<u>第1号様式の7</u>		
ゆーと乗車券	第39条第1項第1号・ <u>第41条第1項</u>		
(2) (略)	<u>第1号様式の8</u>	(2) (略)	<u>第1号様式の6</u> (略)
(3)の1 (略)	<u>第1号様式の9</u>	(3)の1 (略)	<u>第1号様式の7</u> (略)
(3)の2 (略)	<u>第1号様式の10</u>	(3)の2 (略)	<u>第1号様式の8</u> (略)
(3)の3 (略)	<u>第1号様式の11</u>	(3)の3 (略)	<u>第1号様式の9</u> (略)
(3)の4 (略)	<u>第1号様式の12</u>	(3)の4 (略)	<u>第1号様式の10</u> (略)
(4) (略)	<u>第1号様式の13</u>	(4) (略)	<u>第1号様式の11</u> (略)

<p>(5) (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>第1号様式の14</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の12</u> (略)</p>
<p>第1号様式の1 (第39条、第41条関係)</p> <p>物品管理簿 (備品)</p> <p>(物品出納簿)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この帳簿は、備品類に属する物品 (ETCカード、コーポレートカード及びびりゅうと乗車券を除く。)についての物品管理簿 (物品出納簿) とし、毎年を通じて使用する。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第1号様式の1 (第39条、第41条関係)</p> <p>物品管理簿 (備品)</p> <p>(物品出納簿)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この帳簿は、備品類に属する物品 (ETCカード及びコーポレートカードを除く。)についての物品管理簿 (物品出納簿) とし、毎年を通じて使用する。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第1号様式の1 (第39条、第41条関係)</p> <p>物品管理簿 (備品)</p> <p>(物品出納簿)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この帳簿は、備品類に属する物品 (ETCカード及びコーポレートカードを除く。)についての物品管理簿 (物品出納簿) とし、毎年を通じて使用する。</p> <p>2～8 (略)</p>
<p><u>第1号様式の8</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の6</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の6</u> (略)</p>
<p><u>第1号様式の9</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の7</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の7</u> (略)</p>
<p><u>第1号様式の10</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の8</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の8</u> (略)</p>
<p><u>第1号様式の11</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の9</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の9</u> (略)</p>
<p><u>第1号様式の12</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の10</u> (略)</p>	<p><u>第1号様式の10</u> (略)</p>

第1号様式の5の次に次の2様式を加える。

